

使用料一覧表

令和3年（2021年）4月1日からの使用料金は以下のとおりとなります。

朱書きの部分が、変更のある料金です。

【部屋の使用料】

（単位：円）

	部屋名	区分使用			時間使用
		午前	午後	夜間	
交流プラザ	海のホール	22,560	30,100	30,100	—
	波のホール	11,120	14,790	14,790	—
	風の部屋 1・2・3	8,040	11,060	11,060	—
	風の部屋 1	2,250	3,280	3,280	—
	風の部屋 2	2,940	3,980	3,980	—
	風の部屋 3	2,850	3,800	3,800	—
	交流ルーム 1・2	2,000	2,660	2,660	—
	交流ルーム 1	1,000	1,330	1,330	—
	交流ルーム 2	1,000	1,330	1,330	—
	休憩室	500	670	670	—
学習プラザ	スタジオ 101	1,160	1,550	1,550	390
	スタジオ 102	4,520	6,030	6,030	1,520
	創作室	3,180	4,240	4,240	1,070
	料理実習室	3,010	4,020	4,020	1,010
	学習室 201・202	4,580	6,120	6,120	1,540
	学習室 201	2,290	3,060	3,060	770
	学習室 202	2,290	3,060	3,060	770
	学習室 301	2,550	3,400	3,400	860
	学習室 302	2,520	3,350	3,350	850
	学習室 303	1,090	1,460	1,460	370
	学習室 304	1,090	1,460	1,460	370
	和室 305・306	2,680	3,580	3,580	900
	和室 305	1,520	2,030	2,030	510
和室 306	1,160	1,550	1,550	390	

※ 消費税を含みます。

※ 柏崎市・刈羽村・出雲崎町の住民以外の方が使用する場合は、定額を10割増とします。

※ 入場料を徴収する映画、演劇、演芸、演奏その他これらに類するもの使用または商品の販売は、定額の10割増とします。ただし、入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が2,000円以下の場合は、定額の5割増とします。

※ 業務上の利用または広告、宣伝、展示その他これらに類するものであり、将来に利便を得ようとして使用するものと認められる場合は、定額の5割増とします。

※ あらかじめ許可を受けた使用時間に満たない使用でも、使用料の時間割計算は行いません。

※ あらかじめ許可を受けた使用時間を使用日当日に超過して使用する場合（時間使用の場合を除く。）の使用料は、その使用が正午から午後1時までのときは午前の、午後5時から午後6時までのときは午後の、それぞれの使用料の時間割計算による額の2割増相当の額になります。この場合、超過使用時間が1時間に満たないときでも、1時間として計算します。

※ 交流プラザで公演をするために、「海のホール」、「波のホール」、「風の部屋の1・2・3」及び休憩室を準備または練習に使用する場合は、定額の5割の額とします。ただし、他の割増規定に該当する場合は、その規定を適用して算定した使用料の5割とします。